



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

うまい話には罠がある！

～宝くじの当選商法にご注意～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

先日、携帯電話に「1千万円の宝くじが当選しました！手続きはこちら…」というメールが届いた。クリックしてみると「あなたに当選の権利があり、手続きしないと権利を失うので、早く手続き下さい」と記載があったので手数料5万円を振り込んだ。

しかし、よく考えると宝くじに応募した覚えはなく、その日から迷惑メールが頻繁に入ってくるようになった。

【ひとことアドバイス】

- ◆当選商法は、当選したように持ちかけて「その手続きに必要」などといって金銭をだまし取るものです。
- ◆サイトを開いたとたんに、相手に個人情報を取られてしまい、迷惑メールが大量に入ってくるといったトラブルもあります。
- ◆誤って操作してしまい、相手に連絡先を知られてしまうこともあります。身に覚えのないメールは削除しましょう。
- ◆うまい話はありません！そうした話には乗らないように注意しましょう。